

「高等教育の修学支援新制度」の申請方法について（ご案内）

令和 2 年 4 月より、国の「高等教育の修学支援新制度」が開始となります。本制度は①「授業料等の減免」と、②「日本学生支援機構（以下、JASSO）給付奨学金」の 2 つが支援策となり、どちらの支援を希望する場合にも申請手続きが必要となります。

1. 申請から支援開始までの流れについて

その 1 「JASSO 給付奨学金」申請

※ 申請資格、学力基準、家計基準を満たしているか審査が行われます。

その 2 「授業料等の減免」申請

※ 「JASSO 給付奨学金」に申請をされた（される）方に減免に係る申請書類をお配りします。

※ 「授業料等の減免」は、「JASSO 給付奨学金」申請時の審査結果（申請資格、学力基準、家計基準の審査結果）が引き継がれますので、別途の審査はありません。

その 3 「JASSO 給付奨学金」審査結果通知（採用決定）

※ 採用決定時、あなたの支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）が通知されます。

その 4 「授業料等の減免」審査結果通知（採用決定）

その 5 支援開始（「授業料等の減免」及び「JASSO 給付奨学金」振込み開始）

2. 令和 2 年度の申請スケジュールについて

5月からの申込を希望する方

- ① 令和 2 年 5 月 18 日（月）、日本学生支援機構「給付」奨学金の「給付奨学金確認書」提出者に授業料等の減免に係る申請書配付
- ② 令和 2 年 5 月 28 日（木）16：30 までに、申請書（2 種類）を学生センター学生課に郵送
- ③ 令和 2 年 7 月中旬、「JASSO 給付奨学金」審査結果通知（予定）

※ 採用された場合、給付奨学金および授業料等減免の支援も令和 2 年 4 月に遡り開始となります。

3. 授業料等の減免方法について

令和 2 年度については、例年通り 4 月中旬及び 9 月中旬頃、学費納付書（振込依頼書）をお送りします。当年度の学費（納付書記載の金額）を納入するようお願いいたします。授業料等の減免が認定された後、認定された減免額分を、申請時にご提出いただく振込口座届に記載の銀行口座に返金いたします。

4. 問い合わせ窓口

学習院大学 学生センター学生課（中央教育研究棟 1 階）

以上